

アシステック通信

ASSIS TECH

特集 参画と協働による福祉のまちづくり



2003

目 次

特集 「参画と協働による福祉のまちづくり」

(Ⅰ) 第10回福祉のまちづくりセミナーの開催	1
(Ⅱ) 思いやりの心ふれあう“福祉のまちづくり”	5
財団法人阪神・淡路大震災記念協会理事長(前兵庫県知事) 貝原俊民	
(Ⅲ) 福祉のまちづくりに期待すること	7
1 私の場合.....	7
田原 裕	
2 「黄色いモノ、便利なはずなのに・・・」	8
森島ちさと	
3 福祉のまちづくりに期待すること - 聴覚障害者の立場として	9
河野満美子	
4 障害者とまちづくりについて - 杖歩行者の立場から	10
障害者団体しあわせ会 野口義隆	
(Ⅳ) 「福祉のまちづくり」と兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所	11
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所長 多淵敏樹	
(Ⅴ) 都道府県における福祉のまちづくり条例制定状況	13

ニュース&トレンズ

みんなが憩える川づくりをめざして	15
国土交通省姫路工事事務所 波多野真樹	

研究所だより

第2回公開講座を開催して	17
--------------------	----

アシステック掲示板

What's ASSISTECH?? 「アシステック」とは??

障害者や高齢者等を幅広く支援する技術という意味でアシステイブ・テクノロジーからつくった言葉です。福祉のまちづくり工学研究所は、福祉のまちづくりを実現する技術的中核施設として、総合リハビリテーションセンター内に設置されています。“開かれた研究所”をめざしておりますので、ご意見や研究の参画希望などがありましたら、お気軽にお寄せください。

特 集 参画と協働による福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、兵庫県が平成4年10月に条例を制定した後、全国都道府県で条例化が順次進み、また、国においても平成6年6月に「ハートビル法」、平成12年5月に「交通バリアフリー法」が制定されました。今回、福祉のまちづくり条例制定10周年にあたり、参画と協働をキーワードに、福祉のまちづくりを考えることとしました。

(I) 第10回福祉のまちづくりセミナーの開催

兵庫県が全国に先がけて制定した福祉のまちづくり条例の制定10周年を記念して「参画と協働による福祉のまちづくり」をテーマに、平成14年10月8日(火)神戸市中央区の兵庫県民会館で第10回福祉のまちづくりセミナーを開催しました。

当日は、兵庫県内だけでなく全国から福祉関係者、行政、大学、企業等約250人が参加し、基調講演「参画と協働のまちづくり」の後、「参画と協働による福祉のまちづくりの新たな展開」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

基調講演、パネルディスカッションでの発言要旨は次のとおりです。

1 基調講演「参画と協働のまちづくり」

まちづくり株式会社コー・プラン代表

小 林 郁 雄

(1) 震災から学んだこと

1995年1月17日の阪神・淡路大震災の震災現場で私たちが学んだのは、①巨大なものはもろい。②やってないことはできない。③自分でできることを自分でする。という3つの呪文であり、そこから導かれる「自律と連帯」こそが復興まちづくりの基本で、安心、安全なまちづくりへの原点であることを知りました。そうした自律と連帯のまちづくりがめざす総合解が、「小規模分散自律生活圏の多重ネットワーク社会」という都市像です。

(2) コンパクトタウン/小規模分散自律生活圏

近隣地区を超え、環境的にも地域経済としても自律循環をめざし、自己決定できるコミュニティとして、自律生活圏の確立こそが、住民全体のまちづくりのゴールであり、災害に強い市街地の基本であると考えます。小規模で分散した自律的な生活圏(当時の笹山神戸市長はコンパクトタウンと言われ、貝原前兵庫県知事の人間サイズのまちづくりにも相通じます。)が多重にネットワークされていることが重要であります。

(3) 自律と連帯/企業活動世界から市民活動社会へ

20世紀が国際・企業中心の企業活動世界であったとすると、21世紀は民際・市民中心の市民活動社会であります。その目指すべき都市像「自律生活圏の多重ネットワーク社会」は、安全安心なまちづくりの基本原則である「自律と連帯」に基づきます。こうした自律圏ネット社会は、市民の環境改善運動である「市民まちづくり」によって育まれます。

(4) 事例の紹介

自律と連帯の社会に向けて取り組んでいる地区として、①兵庫県生野町、②神戸市、③北海道ニセコ町、④大阪府八尾市、⑤兵庫県三田市の例があります。

(5) 市民まちづくり/参画と協働のまちづくり

市民活動社会の基本は、コミュニティを基礎単位として、そのネットワーク化状態も含

めての維持・運営・発展であります。そこで繰り広げられる活動の総体が「市民まちづくり」であり、「地域における、市民による、自律的継続的な、環境改善運動」と定義されます。

「自律と連帯」を個々の行動規範とし、市民まちづくり活動の相互関係が「参画と協働」であり、計画段階から参加し、力を合わせて働きます。特に地域現場における活動において、市民と行政との参画協働体制は重要であり、住民参加のまちづくりの次段階の相互関係であります。

(6) まちづくり協議会システム／市民活動社会における合意形成

市民まちづくり活動の鍵を握るのが「まちづくり協議会」であります。市民活動社会の市民まちづくりにおける倫理的、論理的な社会基盤は「合意形成」であります。まちづくり協議会は、そうした合意形成のための、住民を主体とする集まり・機会・場（プラットフォーム）であり、住民を中心とした自律的で連帯した市民組織であります。

(7) 参画協働社会における福祉のまちづくり／常日頃からのまちづくり

震災以前からまちづくり活動のあった地区では、震災直後から秩序だった将来を見据えた復興市民まちづくり活動が直ちに始められています。

まちづくり協議会の地域課題解決に向けた重要な取り組みは「安全・福祉・景観」のまちづくりであります。それらに常日頃から、継続的に取り組んでいくことが必要です。福祉のまちづくりは、こうした「市民まちづくり」の根幹をなすものであり、また、行政が担うべき公共の福祉の観点からも、「福祉のまちづくり」は「参画と協働のまちづくり」の基本課題を担うものであると考えます。



パネルディスカッションの風景

2 パネルディスカッション「参画と協働による福祉のまちづくりの新たな展開」

(1) 兵庫の福祉のまちづくり

兵庫県理事 望月達也

ア 条例の制定経緯

兵庫県は高齢化社会の到来に備え、平成元年「健やかな社会づくりのためのまちづくり整備指針」を制定しました。しかし、指針では限界があり、実効性のあるものとするため、平成4年10月全国に先がけて「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成5年10月施行しました。内容は、特定施設（官公庁、駅、公園、店舗（300㎡以上）等）について、新築、改築時にスロープ、手すり等の設置と、市町村への事前の届け出を義務化したこと等です。

イ 条例の改正経緯

平成6年「ハートビル法」が制定されたことに伴い、法律との整合を図るため、施行規則の一部を改正しました。

また、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえて、平成8年3月第1回目の条例改正を行いました。内容は、①店舗等の届出対象を300㎡から100㎡に引き下げたこと。②1日の乗降客5千人以上の駅には、新改築時にエレベーターの設置を義務づけたこと。③全国で初めて「住宅整備基準」を制定したこと等です。

第2回目の条例改正は、平成14年3月です。改正の背景は、①「まちづくり基本条例」(平成11年3月制定)に基づく人間サイズのまちづくりを推進する必要があること。②身近で比較的小規模な店舗等に対するバリアフリー化の要望が高いこと。③技術の進歩に見合った施設整備に対応できるようにすること。④ユニバーサルデザインのまちづくりが求められていること。⑤国の「交通バリアフリー法」(平成12年5月)が制定されたこと等によるものです。

ウ 今回の条例改正の特徴

今回の条例改正は、行政の中だけの議論だけでなく、参画と協働の手法として①パブリックコメントの募集 ②福祉のまちづくりに対する県民ニーズ調査 ③団体、地域のヒアリング ④障害者の協力を得た施設実態調査を行った上での条例改正が大きな特徴と思います。

改正内容の主なものは、①100㎡未満の購買施設等について「小規模購買施設等整備基準」を制定したこと。②学校や共同住宅の新・改築時にエレベーターの設置を義務づけたこと。③大規模店舗等の新・改築時におむつ交換台の設置等を義務づけたことです。

エ 福祉のまちづくりの施策

兵庫県では、福祉のまちづくり条例の運用を核に、①県下特定施設のバリアフリー化整備を推進し、②併せて福祉のまちづくり重点地区整備計画によるモデル地区の整備 ③福祉のまちづくりの普及・啓発 ④民間施設等の整備促進と支援 ⑤高齢者に対応した住宅整備 ⑥県立福祉のまちづくり工学研究所による工学に関する総合的な研究開発等広範な施策を展開しています。

オ 今後の展開

今後の展開としては、福祉のまちづくりを県民の参画と協働で進めるということです。ハード面の整備に向け努力していただくとと

もに、ハードで対応できない場合でも、声を掛け合って手助けするなどソフト面での対応も含め、県民こぞって全体を支えていく姿勢をつくっていきたいと考えています。次は、情報の共有化です。バリアフリー化を進めていますが、その状況を地図化すれば、情報として誰でもが簡単に入手し、活用することができます。また、情報基地といったものが身近にあり、県民が新たな情報を入力し、それにより改善していく。こういったことが繰り返されれば、自然に参画と協働で、知らず知らずのうちに福祉のまちづくりにつながっていくと思います。

(2) コミュニティ交通を取り込んだ交通バリアフリーの新展開

近畿大学理工学部教授 三星 昭宏

昭和40年代に「外へ出て行こう」という運動が出てきて、昭和50年代、60年代にかけて当事者の方々のかなり激しい運動がありました。その中で、世界的な流れとして、バリアフリーがノーマライゼーション思想の下で、少しずつ定着し、行政にも浸透してきました。平成に入ると、行き当たりばったりの対応ではなく、法令を整備する考え方がでてきて、関係者の方々の努力により「福祉のまちづくり条例」の制定が、兵庫県を最初に、全国に広がりました。

この中で、障害者の運動も質が変わり、参画・協働型になると、より知恵が必要となりました。いろいろな要素がある状況で、いかに妥協しないで、しかも皆が納得する施策を考えること。これが重要な作業になると、障害者、市民、行政が知恵を絞って協働します。これなしに問題は解決しなくなる。そのためには、是非とも参画が必要ということです。

震災復興のまちづくり、福祉のまちづくりでも、参画・協働型でないと今の世の中、プランも作れないし、実行もできない状況とな

っています。

参画・協働型で頑張れば進むという例を2つ紹介します。全国に例を見ない施設が、兵庫県内にこの3年間に登場しました。一つは、神戸中突堤の船客ターミナル「カモメリア」で、他は「阪急伊丹駅」です。これらは最初からユニバーサルデザインを標榜して、多数の人に参画してもらうことを基本理念にスタートしたもので、参画・協働型だからこそできた施設といえます。

交通バリアフリー法は、全体を国家法として整備した、先ほど説明のあった兵庫県の取り組みのナショナル版みたいなものですが、ポイントは市町村が中心になって移動円滑化基本構想を作成するということです。基本構想作成に当たっては交通事業者、道路管理者及び公安委員会が協働して行うことになっています。

参画の方ですが、法律を見るだけでは分かりませんが、仕掛けがあってこの法律の下で徹底的に参画を求めることになっています。参加型の当事者点検でみると、昨年に比べ、本年は参加者が増えています。何故なのか、話してみるとやっぱり公務員が変わりました、当事者が変わってきました。大阪市の例では、市がやってくれないからと言わずに、自分たちで仲間を集めてチェックし、それを施策に反映させています。自主的にドンドン集まって、自主的にドンドンやる。こんな時代に入ってきてるなと思っています。

(3) 当事者から見た参画と協働とは？

～福祉のまちづくりに参加して～

兵庫頸髄損傷者連絡会設立準備室代表

三戸 呂 克 美

昨年の9月に神戸市西建設事務所からの依頼で、神戸市西区の兵庫県立総合リハビリテーションセンター周辺のバリア点検に参加しました。

問題箇所が見つければ、その都度建設事務所の人が写真を撮り、なぜ危険なのか、バリアなのか、その解決方法は、とその場で聞き入れていただきました。

今回のバリア点検で大きく変わった箇所があります。それは、歩道と一般道路の取り付け部の縁石です。縁石の角度が大きいと勢いをつけて登るので、非常に危険な車いす操作となり、一度は転倒を経験するのもこの部分が多いです。どれくらいの角度がよいのか、現在の角度ではどう危険なのかを説明するため、福祉のまちづくり工学研究所で私たちが参加して行った実験データを出してもらい、それを基に改良していただきました。

バリア点検に参加し、指摘した箇所を私たちが求める状態に改良できたのは、多くの人達の支援があったからです。小さな声でも、出すことで大きく変わることもあります。現状を見て嘆き諦めるより、真に必要なものなら、自分たちも声を出すから、一緒に考えましょうと声かけすること、これが私たち一人一人に与えられた参画と協働ではないでしょうか。

(4) 福祉のまちづくりを推進する上での、兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の役割

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所長

多 淵 敏 樹

福祉のまちづくり工学研究所は、福祉のまちづくりを推進するための主として工学に関する総合的な研究開発を行うとともに、その成果を広く県民に提供するため、平成5年10月に設立されました。

研究分野は、「福祉のまちづくり支援」「コミュニケーション機器・システム開発」「住宅・福祉用具」「義肢装具等」です。県民に直接役に立つ研究開発をモットーに、高齢者や障害者をパートナーと位置づけて、研究を進めています。

(Ⅱ) 思いやりの心ふれあう“福祉のまちづくり”

財団法人阪神・淡路大震災記念協会理事長（前兵庫県知事）

貝 原 俊 民

1 条例制定への挑戦

「すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。」

これは、兵庫県が全国に先駆けて、平成4年10月に制定した福祉のまちづくり条例の前文です。この条例は、基準を定め、規制を加えるという古典的な行政スタイルではなく、まず、県民や企業に自律的な取り組みをしてもらうことを基本として、そのための環境づくりを行った上で必要な措置を講ずるという論理構成になっています。

条例であれば、一定の規制を加えるというのがこれまで一般的でした。しかし、建築物は既に建築基準法や消防法などの法律で規制されており、地方自治体が法制上の枠を超えて条例を設けることはできません。条例案をまとめようとしても、解決しなければならない課題は多岐にわたり、国の中央省庁にまたがる課題もいくつもありました。

縦割り行政の弊害が常々指摘されながらも

なかなか是正されないのが現実で、その調整は容易ではなく、一時は行き詰まってしまっていた条例担当の職員に、条例で規制をしようとする関係法令とぶつかってしまうから、バリアフリーへの誘導基準を設けるという考え方で条例案をまとめるよう指示を出し、これまでとは違う新たな行政スタイルの条例を制定したのです。

福祉のまちづくり条例は、国の整備を待つのではなく、県が主体的に取り組んだ結果、その実現をみたものであり、逆に言えば総合的な行政展開が可能な県だからこそできたのだと思います。

2 ハードとソフトの両面から

わが国のまちづくりは、それまで若い人や健常者中心で、効率性や景観が優先され、高齢者や障害者の社会参加を進めようとしても、まちがそれを受け入れる環境にありませんでした。

本格的な高齢化が進めば、元気な人もやがては障害をもったり、体力の衰えを実感する場面に直面することになります。誰もが生涯を通じて福祉の担い手であり、逆に受け手にもなるわけですから、福祉が身近な問題になると同時に、生活の基盤であるまちづくりにバリアフリーを取り入れなければならないという認識が社会全体に広がりはじめたのです。

ところが、既成の建築物があるわけですから、一気に変えようとするれば費用面でも大変です。そこで、官公庁舎や駅、公園はもちろん、一定規模以上の店舗や医療機関、ホテルなどの公共的な施設を新築したり改築したりする際に、バリアフリー化を義務づけて、そ

の推進を図ることとしました。

とくに、スロープの設置や歩道の改善など、多くの人々が利用する施設やその周辺を利用しやすいように整える「福祉のまちづくり重点地区整備大作戦」を県内200地区を目標に展開するとともに、駅のエレベーター設置費用の補助なども行ってまいりました。

併せて、福祉のまちづくりを技術的に支援するため、平成5年10月に「福祉のまちづくり工学研究所」を開設しました。この研究所は、主として工学的な見地から実践的な研究を行うという全国的にも類を見ない研究所であり、ベトナムのドクちゃんの義足を製作したことで有名です。今後さらに、日本が誇る先端技術を最大限に活用した研究開発を進め、福祉の分野に新たな需要を呼び起こすものと期待しています。

もとより、こうした「もの」(ハード)のうに、心の通い合った温かい人間関係が築かれたとき、真の福祉社会を実現することができるのでありましょう。

あの阪神・淡路大震災でも、家族や地域の人々が支え合い、まさしく「人の命は人が助ける」ことを身をもって経験しました。

もちろん、福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者が利用しやすい施設の整備と、高齢者や障害者に対する思いやりの心を育てるという意識啓発、すなわち「もの」(ハード)と「こころ」(ソフト)の両方が柱になっています。条文上にも意識啓発に関する項を設け、普及啓発のための事業も積極的に展開しました。

さらに、そうした経験や蓄積、大震災での貴重な教訓を活かし、災害復興公営住宅の建設にあたっては、高齢者の生活に配慮した仕様にすることはもとより、生活援助員を派遣し、高齢者の安否確認や緊急時の対応を行う「シルバーハウジング」の整備を進めました。また、各個人のプライバシーを確保しつつ、

団らんや食事など、お互いに励まし支え合う協同生活の場を組み込んだ協同居住型の集合住宅「コレクティブハウジング」の建設に取り組むとともに、地域住民同士のふれあいやボランティア活動の拠点となる「コミュニティプラザ」を設置し、温かい福祉の心が大きく広がるように支援してきました。

3 条例制定10周年を迎えて

平成4年に兵庫県、そして大阪府が福祉のまちづくり条例を制定したことがきっかけとなり、いまでは全国のほとんどの都道府県において同様の条例が制定され、こうした動きを受けて、国においても福祉のまちづくりに関する法律(通称：ハートビル法)が平成6年6月に制定されたことは大きな喜びです。

しかし、福祉のまちづくり条例を制定した当初は、「まだ健常者の目で見ている」と障害者団体の方からおしかりを受けました。条例及び施行規則を何度か改正し、さらなる充実を図りましたが、完全なバリアフリー社会を築くにはまだまだ努力が必要です。

それでも、こうした考え方は、今では暮らしの中へ徐々に取り入れられ、2000年の淡路花博はもとより、東京ディズニーリゾートやユニバーサル・スタジオ・ジャパンなどのテーマパークでも、高齢者や障害者、子どもたちが訪れやすいよう配慮されています。エレベーターを備えた駅も着実に増えています。

平成14年4月、神戸東部新都心にオープンした阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」や県立美術館「芸術の館」にも高齢者や障害者の方が家族や友人と一緒に数多く訪れ、安心して学んだり楽しめたりしています。少し前なら考えられないことであり、まさに隔世の感があります。

(Ⅲ) 福祉のまちづくりに期待すること

1 私の場合……

まずは自己紹介から。

障害名：脳性麻痺・1種1級・簡易電動車椅子常用。性別：男。年齢：40歳。肢体不自由児養護学校在籍12年。福祉施設（入所型）在籍20年。現在、神戸市営車椅子住宅に単身入居・福祉施設（HRC）に通所。自動車免許所持。福祉のど真ん中で生活し、脳性麻痺であるが故に麻痺のない体を持ったことがなく、障害者歴40年。今回、「福祉のまちづくりに……」というテーマで原稿の依頼を受け「自分にとって『まち』に期待することって？」と、改めて考えてみて、まず思い浮かぶのは「外・人・移動手段・日常生活」のイメージ。そして、『知っているまち』と『知らないまち』。

私が今、生活している自宅とその周囲の環境。通所している施設と周囲の環境。そのどちらもバリアフリーが整備されており、今では、よほどのことがない限り不自由を感じる事はありません。と、言ってしまうえば話が終わってしまうと思われるかもしれませんが……。そうではなく、『今では』です。自宅や通っている施設の中で過ごすには、バリアフリーとなっているためよいのですが、そこから一步『外』に出た時。たとえば買い物に初めて近くの店まで出かけるといった場合、各ロケーションの情報を知っているのと知らないのとでは大きな違いがあります。実際経験した事なのですが、電動車椅子ではじめて通る『知らない』ごく普通の歩道を走行していた時のこと、左側には溝があり若干その方向へ勾配がつけてありました。私は、歩道のやや中央よりを通っていたのですが、他の歩行者や自転車などの往来があり、同じポジションをキープし続けるというのは無理で必要に

田 原 裕

応じて左右に振りながら進んでいました。前方より自転車 came のでよけようとして車椅子を左に方向を変えた時のこと。溝への勾配につかまってしまい、慌ててジョイスティックから手を離しブレーキをかけたのですが、『時すでに遅し』でそのまま溝へと滑り落ち左側の前後輪が脱輪し、横転してしまいました。車椅子常用者で自分で操作するものとしては恥ずかしい結果となったわけです。短時間であれば立位姿勢が出来るので、自力で起き上がり車椅子を引き上げようとしていました。そんな状況を目撃した周囲の人の中には、私のそばに駆け寄り『大丈夫ですか？』と声をかけて下さる方や、起き上がるのを手伝ってくださる方等、数人の方々に助けられ事無きを得ました。次にその場所を通る際には、一度目の経験から要領を得て、何事も無く通過する事ができるようになり『知っている』道の一つとなりました。

このようにして、自分が体験して『知っているまち』を徐々に広げていく事が大事だと思っています。

ここ数年来、バリアフリーが定着し、段差をなくしたりエレベーターの設置などのハード面では大変利用しやすい環境になっています。しかし、それらの設備があるということ私達自身が知らなければ意味の無いものにならないでしょうか。そうならないためにも、私たちが数多く『知らないまち』に出て経験を積み、設備を与えられるだけではなく、実体験を基にした工夫や、そこから生まれた発想・意見に耳を傾けてもらえるような場があれば、多種多様なものがアイデアとして生まれるのではないのでしょうか。

2 「黄色いモノ、便利なはずなのに・・・」

森 島 ちさと

あたしは『網膜色素変性症』という目の病気です。この病気は視野がどんどん狭くなって行き、そして、針の穴から覗くほどの小さい視野になり、やがては失明するという進行性の病気で難病の一つだそうです。

今は視力もほとんど僅かになってしまいましたが、「視力があっても実用性のない視力」という障害は、周りの人達に判ってもらえない事で、昔からかなりなストレスであり、最大のコンプレックスでした。

いずれ見えなくなる。少しずつ慣れていかなければ・・・と、道を見ると、自転車やら、看板やら、あと、立ち話してるおばちゃんやら！？

そっかー、あたしも自分が白杖持つようになるまでは、「この黄色いの、は、見えない人が使うらしい」と頭の片隅では判ってたけど、実際に使ってる人を見たことなかったよねえ。だから、頭で判ってるつもりでもきっと気持ちで判らないと、自分からは気づけないことって、多分あるんです。だから・・・盲学校の子たちが、社会に出た時に、街が歩きやすくなっているように、あたしが道を切り開いておいてあげよう」この黄色いの、が何の役割であるか？世間がそれに自ら気づけるように、あたしが歩いておこうっ。そんな風に思ったのが、今から丁度、5年前でした。

さて、この「点字ブロック」あると便利ではありますが、いろいろと問題があります。

一般的な問題は、車いすなどにとっては、結構な段差になってしまいます。そして、知らずに白杖で直角に突っ込んだ時にも（白杖初心者の方の時のあたしにとっては）かなりな衝撃を伴いました。それにあると便利は便利なのだけど、自転車や看板や、ブロックの上でボーッと突っ立ってる人などなど・・・（ひどい時は点字ブロックの上でチラシ配ってたり、路上ライブしてる輩もいたりします。）

点字ブロックを頼っているからといって、100%信用できないものなのですよ、残念ながら。世間の人々がそういった障害物をどけてくれたとしても、たとえば、途中でぶちき

れてる点字ブロックや、そこだけ突然、現れているブロックや、やけに壁際によりすぎているブロックや、点字ブロックに乗ってたとしても体が壁や柱なんかにかかってしまったりもします。（いくらあたしがスリムでも、点字ブロックの幅だけの体ではないしねえー）

それに一方通行でもないのに、片側にしかない点字ブロックのおかげで、人波を逆行して進まなければならないくて、世間の迷惑になっているような引け目なんかを時々は感じてみたりなんかして。あと、見えていれば、メチャ最短距離があるはずなのに、右向いたり左向いたり・・・やたら、遠回りをさせられてる場所あったりしますよ。

それからそれから、駅のホーム。場所によってはホームの真中あたりに伸びているものもありますが、たいていはホームの端っこ、「白線の内側まで下がってお待ちください」の線のところ。歩いててもひやひやする場所だったりします。まあ、ホームの真中あたりにあったとしても、人ごみで歩きにくいのは目に見えていますけどね。

そうそう、このあいだ素朴な疑問をくれた人が居ます。

「このごろ点字ブロックって、美的景観の為に石でできてたり、色が違ったりするけど、あの黄色の色って意味があるんですよね？」と。うん、多分、弱視の人や見えにくい人でも、あの黄色い色は、きっと見つけやすいはず。なのに、「見てくれが悪いから」という理由なのか？それとも、洒落ているつもりなのか？時々、変な色や材質のを見ます。

それが何故そこにあるか？それは、使っている当事者にしかわからないものだとはいえ、もう少しどうにか出来ないものかしらん？そんな風に思うこと結構あったりします。だからといって、点字ブロックをクモの糸のようにはりめぐらしてくれっ！！なーんて迷惑なことなんて望みません。あるだけで良いってものではないのですから。ただ、便利ははずのものをうまく利用できないのは、ない不便さに等しい時もあるような気がします。

3 福祉のまちづくりに期待すること - 聴覚障害者の立場として

河 野 満美子

(1) 耳の不自由な人の日常生活について

耳が聞こえないことは、人の声や音を感じることが難しい障害です。日常生活での不便さはコミュニケーションの問題です。話している人の姿、口元が見える状態でないと理解できず、ガラス越しや早口では簡単に聞き取ることが出来ません。対面でコミュニケーションをするときになかなか気持ちが通じないで復唱すると、面倒がられることが一番困ります。私達聴覚障害者はキュードや手話、口話と筆談など様々な手段を使ってコミュニケーションをとっています。コミュニケーションは人と人のハートに支えられるものだと思います。

(2) 街の中で困難なこと

街の中では様々な音や情報が流れておりますが、私達聴覚障害者はその音で状況を理解するのは非常に困難です。情報判断は周囲の人の様子を見て行動します。最近、電車を利用して頻繁に人身事故などでよく電車の運転が止まってしまうことがあります。事故の時ホームのアナウンスが分からなかったり、車内放送が分からず降りる駅が分からないなど不便さを感じています。ありがたいことに最近は、電車のホームや電車内や地下鉄の中では電光表示が多く見られるようになり、今どこを走っているのか、次の駅はどこののか、外の景色が見られない地下鉄の中でも知ることが出来るようになりました。しかし、事故などがあったときなどの緊急の場合ですが、どの程度の事故なのか、少し待てば動き出すのか、別の電車に乗り換えた方がいいのか、周りの様子を見て判断するしかないのです。このような緊急時の内容も電光表示されると

目で見えて確認できるので、耳の不自由な人には特に必要だと思います。

現在、個人的な情報機器としては携帯電話やパソコンは情報収集に必要不可欠なものとなっています。特に携帯電話は常に身近に持っていますので、緊急発生時にも役に立つようになればいいと思います。しかし、個人的な機器に頼らず、聞こえる人と聞こえない人との共存を願ってよりよい環境作りを考えていきたいものです。

(3) まちづくりに期待すること

「福祉のまちづくり」の中に障害者を“鏡”にして改善することが“みんなの住みよいまちづくり”に繋がると言うことを聞いたことがあります。聴覚障害者だけの問題ではなく他に障害のある人も感じている「不便さ」を考え、改善していくことを期待します。例えば、耳の不自由な人にとって、目で見えて理解できる装置・機器が街に備わることを望みます。街の中に情報を文字に替える電光掲示板があちこちにあれば、緊急の時（大雨洪水警報他防災対策）は素早い判断行動が出来ます。街を歩いていて後ろからの自動車のクラクションや救急車などのサイレンや自転車のベル、トラックの警報音など危険がいっぱいです。それで、音を光に替えて知らせてくれる機器が備えられた自動車などが街を走るようになればと望みます。

このように、福祉機器を街の中に多く取り付けるなど社会の改善がなされ、日常生活での人と人とのコミュニケーションがスムーズに出来るような総合的情報伝達の方法が社会全体へ広がっていくことを願っています。

4 障害者とまちづくりについて - 杖歩行者の立場から

障害者団体しあわせ会 野 口 義 隆

平成4年4月8日、48才の時、仕事中突然意識不明になりました。気がつくと、近隣の病院のベッドでした。脳梗塞で右麻痺となり、発症前15年間の記憶障害があり言語障害も少しありました。病院にいる時は、「こんな体になったので死にたい、死にたい」と思っていました。病院の親切な看護婦に薦められて、思い切って玉津のリハセンターに行き、外来に通い、その後訓練施設に1年2ヶ月くらい入所していました。

現在は、駐車場の管理者として就労し、合間に障害者団体しあわせ会の事務局長として活動しています。今は言語障害もなく、杖で歩行して日常生活を送っています。

杖歩行者がまちに出て困ることは、階段の手すりがないと昇降できませんので、エレベータを設置してほしいとも思っています。エレベータがあっても、メインの場所から遠くにあり、表示がわからないことが多いです。設置するなら、障害者が使いやすい工夫をしてほしいと思います。

ワンステップバスをよく利用しますが、歩道から離れて停車されると、いったん車道に降りて乗り込むので、かえって乗りにくいのです。ワンステップバスの停車位置を障害者のためにも、十分に配慮してほしい。

まちを歩いていると、歩道の真ん中に溝ぶたがあって蹴躓いたり、溝ぶたの間に杖先ゴムが入って抜けなくなったことなどがあります。元気な人がなんとも感じないことでも、我々には危険箇所となることが多いので、道路管理者は気をつけてほしいと思います。

歩道に車や自転車がのりあげているために、歩行できなくて仕方なく車道にいったんで、遠回りしないと進めないこともあり、違法駐車は我々にとってもたいへん困ります。

まちのなかには、車や元気な人が優先になっていますが、障害者や高齢者が憩える公園などのスペースをもっとたくさん造ってほしいと思います。たとえば、緑が多くて広々として、子供たちも遊べる公園に、障害者が屋外でリハビリできる場所も造ってほしい。ここでは、アップダウンのある場所、ゆっくり歩行訓練できるようなコーナーがあれば、障害者は家族と一緒に自然を楽しみながらリハビリができます。

まちのなかに、休憩できる椅子がたくさんあれば大変便利です。片麻痺者には、手すり付で立ち上がりしやすいのものがあれば助かります。いくらデザインが美しいものであっても、立ち上がりが困難な椅子は敬遠しています。最近、電車の座席にも手すり付のものがあり、とても助かっています。

ところで、障害者や高齢者のための施設は、辺鄙なところに孤立していることが多いのですが、まちの中心街にあり、子供たちも元気な人たちもどんどん交流できる場所にするべきだと思っています。

私の知り合いの障害者には、家でとじこもってばかりの人もあります。障害者がもっとまちに気楽に出かけられるように、まちの環境もよくしてほしいし、人々にもっと暖かいまなざしで受け入れてほしいと思います。

(Ⅳ)「福祉のまちづくり条例」と

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所長 多 淵 敏 樹

私たちの兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所は、兵庫県が平成4年(1992)10月9日に都道府県として全国に先駆けて制定した「福祉のまちづくり条例」をうけて、条例の施行日から7日後である平成5年10月8日に「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置および管理に関する条例」で設置が決まり、同月20日に発足致しました。初代所長は兵庫県立総合リハビリテーションセンター所長の澤村誠志先生が兼務で就任されました。この経緯からわかるように当研究所は「福祉のまちづくり条例」とは不可分の関係にあります。研究所の「設置・管理条例」の第1条に規定されているように『すべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための主として工学に関する総合的な研究開発を行うとともに、その成果を広く県民に提供するために研究所を置く』とあることから明白です。

「福祉のまちづくり条例」は制定当初からまちづくりにかかわる新しい手法の画期的な条例として注目され、同年の10月28日制定の「大阪府福祉のまちづくり条例」とともに他の都道府県が同様の条例を策定する際のモデルとされてきました。多くの都道府県でそれぞれの行政組織特有の事情を反映させた形の条例を次々と制定し、別紙のように本年度末にはわが国のすべての都道府県での関連する条例が制定されることになっています。またこのような建築物や公園等のバリアフリーの流れは、国が制定した「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」平成6年6月29日制定や、駅舎等を中心とした特定のエリア全体の総合的整備を目指した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の

円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」平成12年5月17日制定の契機になったことも確かです。

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」は制定後平成8年3月27日と平成14年3月27日に改正され、現行の条例は14年10月1日に施行されました。最初の改正はハートビル法や、建設省(当時)が定めた長寿社会対応設計指針等との整合の意味もありましたが、改正は平成7年1月17日の早朝に起きたあのいまわしい阪神淡路大震災による被害と犠牲への強い反省を込めたものだったと思います。いとも無惨に崩壊し破壊された現代都市の脆弱さが、6400人を超える多くの犠牲者をだしたこと、復興の初期の段階で経験した困難を極めた経験、また高齢者や障害者等のいうにいわれぬ困窮ぶりを目の当たりにしたまちづくりについて、被災県の立場からいえるより安全で安心な福祉のまちづくりへの提案として、条例の大幅な強化でした。一定規模の駅舎のバリアフリー化や、特定施設の規模を100平方メートル以上に引き下げたことなどが大きな変更点でした。「ハートビル法」では2000平方メートル以上に適応とされている面積を大幅に引き下げたことは、願いはすべての施設(個人住宅を含めて)のバリアフリー化であり、ユニバーサルデザインの手法の導入の呼びかけでもありました。実際の復興の経過でこの福祉のまちづくり条例の存在が、鉄道駅舎のエレベーター等の設置を促進させる大きな役割を果たしました。

この条例の改正と時期を同じくして兵庫県は当研究所の強化充実に取り組み、従来は2課であったのが現在のような4課体制になりました。福祉のまちづくりの施策・手法やその支援のあり方を直接の研究対象にした研究

第一課、高齢者、障害者等のコミュニケーションのバリアーの解消や非常時の情報伝達のための機器やシステムの開発を目的とした研究第二課、地域福祉の根幹である住環境の整備や住生活の改善、より使いやすい福祉機器の開発や制度上の制約で適応できない重度の障害者への機器の開発とその普及をはかる研究第三課、身体障害者の社会参加とその支援のための義肢装具の研究開発と義手や義足等の補装具の研究的な製作修理を担当する研究第四課です。施設も平成8年11月15日に規模設備ともに充実した研究所が新築オープンしました。1階には家庭介護・リハビリ研修センターと福祉機器展示ホールが入り、2階3階全部と1階の一部が研究所となりました。同じ敷地内にある兵庫県立総合リハビリテーション中央病院や、重度身体障害者更生援護施設、勤労身体障害者体育館、特別養護老人ホーム万寿の家、救護施設のぞみの家、身体障害者授産施設あけぼのの家等の諸施設と一体となって、医師、看護師、OT・PT、各支援員等と協力した研究開発が行える文字通り全国に例をみない研究所になりました。

4課体制は平成9年4月に正式にスタートしました。研究員の構成も社会福祉事業団に所属する研究員、県派遣の研究員、任期制の特別研究員（任期5年）、非常勤研究員（任期3年）という多様な研究体制となり、私が所長を拝命しました。任期制の研究員を含む研究体制は兵庫県立研究機関では初めての試みで、全国的にみても早い時期の導入でした。非常勤の研究員も大学院博士課程の学生や同等程度以上の経歴者と、企業からの派遣研究員で構成しました。かなり冒険的な試みでしたがこの制度は成功でした。そのことは研究所の業績が評価されて、この非常勤研究員から大学教員として就職した者がすでに3人いますし、特別研究員から1人が国立の研究機関へ転出しました。これは研究員の資質とその研鑽の故ですが、研究所としての研究目標

や研究体制が社会の求めるものであって、その成果も十分に評価された証であると私は大いに誇りに思っております。

さて当研究所の研究は当然ですが福祉のまちづくり条例に関わるものです。主だったものを挙げますと研究第一課では横断歩道での歩道と車道の段差部分の新提案、視覚障害者には確かな情報提供装置ではあるが必ずしも快適ではなく、車いす子や高齢者にはバリアになりうる点字ブロックに変わる装置の模索や、過疎地での高齢者の移動と学童の通学バスを兼ねた有効なバス運行を養父町と共同で実験をしています。研究第二課では遠隔リハビリテーションシステムの構築や、病院での徘徊検知装置の開発、聴覚障害者を対象にした消防署や警察署への緊急通報装置の実用化の研究などを行っています。研究第三課では自走の車いすを利用した場合の通路の縦断勾配の設計指針の提示や、住宅等での転倒防止を目的とした床材の滑り易さの調査、床材の相違による車椅子の走行性能の計測とその分析、きわめて狭い玄関に加工せずに設置できる段差解消機の製品化、難病で移動できない方のための室内用の立位移動機器の試作に始まって、それを発展させて外部走行可能な装置の設計から製品化などを実現させております。研究第四課では世界の大腿切断者に対して革命的な製品と高く評価され、約一万足ほど供給しているインテリジェント大腿義足の開発とそれを股義足へ展開する研究、高齢者の義足歩行訓練装置の開発や脳卒中片麻痺用の短下肢装具の開発などを実施しています。

当研究所では常に福祉のまちづくりのためになることを念頭に置いて、今後も高齢者や障害者等実際に役立つための研究開発に一層の努力を傾注して参ります。またいつも社会に向かって扉を開いている研究所です。どのようなことでも遠慮なくご相談いただける態勢を整えております。一層のご活用と忌憚のないご叱正をお願い申し上げます。

(Ⅲ) 都道府県における福祉のまちづくり条例の制定状況

(平成14年12月1日現在)

都道府県	福祉のまちづくり条例等名称	条例制定年月日	担 当 部 局
北 海 道	北海道福祉のまちづくり条例	平成9年10月23日 (平成11年12月17日) (平成14年3月29日)	保健福祉部地域福祉課
青 森 県	青森県福祉のまちづくり条例	平成10年10月14日	健康福祉部障害福祉課
岩 手 県	ひとにやさしいまちづくり条例	平成7年7月14日	保健福祉部保健福祉企画室
宮 城 県	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	平成8年7月10日	保健福祉部夢プラン推進室
秋 田 県	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	平成14年3月29日	健康福祉部福祉政策課
山 形 県	山形県福祉のまちづくり条例	平成11年10月12日	健康福祉部障害福祉課
福 島 県	人にやさしいまちづくり条例	平成7年3月17日 (平成7年10月13日) (平成11年12月24日)	保健福祉部保健福祉課 少子高齢社会対策室
茨 城 県	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	平成8年3月28日	保健福祉部高齢福祉課
栃 木 県	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	平成11年10月14日	保健福祉部医事厚生課 土木部建築課
群 馬 県			平成15年3月の条例制定に向けて、作業中
埼 玉 県	埼玉県福祉のまちづくり条例	平成7年3月20日 (平成12年3月24日)	健康福祉部社会福祉課 県土整備部建築指導課
千 葉 県	千葉県福祉のまちづくり条例	平成8年3月25日	健康福祉部健康福祉政策課
東 京 都	東京都福祉のまちづくり条例	平成7年3月16日 (平成12年10月13日)	福祉局生活福祉部地域福祉推進課
神奈川県	神奈川県福祉の街づくり条例	平成7年3月14日	福祉部地域福祉課
新 潟 県	新潟県福祉のまちづくり条例	平成8年3月29日	福祉保健部障害福祉課
富 山 県	富山県民福祉条例	平成8年9月27日	厚生部厚生企画課
石 川 県	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	平成9年3月22日 (平成12年4月1日)	健康福祉部厚生政策課
福 井 県	福井県福祉のまちづくり条例	平成8年10月14日	福祉環境部障害福祉課
山 梨 県	山梨県障害者幸住条例	平成5年10月14日	福祉保健部障害福祉課
長 野 県	長野県福祉のまちづくり条例	平成7年3月30日	社会部障害福祉課
岐 阜 県	岐阜県福祉のまちづくり条例	平成10年4月1日	基盤整備部建築指導課
静 岡 県	静岡県福祉のまちづくり条例	平成7年10月18日	健康福祉部地域福祉室
愛 知 県	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	平成6年10月14日	建設部建築指導課
三 重 県	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例	平成11年3月19日 (平成12年7月13日) (平成13年3月27日)	健康福祉部ユニバーサルデザインチーム

※ 条例制定年月日欄の()は、条例改正の制定年月日である。

都道府県	福祉のまちづくり条例等名称	条例制定年月日	担 当 部 局
滋 賀 県	滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例	平成 6 年10月17日 (平成12年 3 月29日)	健康福祉部健康福祉政策課
京 都 府	京都府福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月14日	保健福祉部保健福祉総務課福祉のまち推進室
大 阪 府	大阪府福祉のまちづくり条例	平成 4 年10月28日 (平成 7 年 3 月17日) (平成12年 3 月31日) (平成14年10月29日)	建築都市部建築指導室建築企画課福祉タウン推進グループ
兵 庫 県	福祉のまちづくり条例	平成 4 年10月 9 日 (平成 8 年 3 月27日) (平成14年 3 月27日)	県土整備部まちづくり局まちづくり課
奈 良 県	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月22日	福祉部福祉政策課
和歌山県	和歌山県福祉のまちづくり条例	平成 8 年10月11日 (平成12年 4 月 1 日)	福祉保健部障害福祉課 土木部都市政策課
鳥 取 県	鳥取県福祉のまちづくり条例	平成 8 年10月 8 日 (平成12年 7 月21日)	福祉保健部福祉保健課
鳥 根 県	鳥根県ひとにやさしいまちづくり条例	平成11年 6 月30日	健康福祉部障害者福祉課
岡 山 県	岡山県福祉のまちづくり条例	平成12年 1 月 4 日	保健福祉部障害福祉課
広 島 県	広島県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月15日	福祉保健部福祉総室身体障害者福祉室 土木建築部都市局建築総室建築指導室
山 口 県	山口県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月24日 (平成12年12月19日)	健康福祉部障害福祉課
徳 島 県	徳島県ひとにやさしいまちづくり条例	平成 8 年 3 月28日	保健福祉部障害福祉課
香 川 県	香川県福祉のまちづくり条例	平成 8 年 3 月26日 (平成12年 3 月27日)	健康福祉部健康福祉総務課
愛 媛 県	人にやさしいまちづくり条例	平成 8 年 3 月19日 (平成12年 3 月24日) (平成12年12月22日)	保健福祉部保健福祉課
高 知 県	高知県人にやさしいまちづくり条例	平成 9 年 3 月25日 (平成11年12月27日)	健康福祉部障害福祉課
福 岡 県	福岡県福祉のまちづくり条例	平成10年 3 月30日	保健福祉部企画課
佐 賀 県	佐賀県福祉のまちづくり条例	平成10年 3 月25日	厚生部福祉課
長 崎 県	長崎県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月21日 (平成11年12月24日)	福祉保健部社会福祉課
熊 本 県	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会活動への参加の促進に関する条例	平成 7 年 3 月16日 (平成11年12月20日)	健康福祉部健康福祉政策課
大 分 県	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月15日	福祉保健部福祉保健課
宮 崎 県	人にやさしい福祉のまちづくり条例	平成12年 3 月29日	福祉保健部障害福祉課
沖 縄 県	沖縄県福祉のまちづくり条例	平成 9 年 3 月31日 (平成12年 3 月31日)	福祉保健部障害保健福祉課

※ 条例制定年月日欄の（ ）は、条例改正の制定年月日である。

みんなが憩える川づくりをめざして

国土建設省姫路工事事務所 波多野 真 樹

1 はじめに

アシステック通信という由緒ある雑誌にどうして川のことが載っているの？と思われた読者もおられると思います。純粋な土木技術者である私自身、福祉のまちづくりについて文章を書く機会が与えられるとは想像もできませんでしたが、そんな私達がめざす「みんなが憩える川づくり」への思いをこー読いただければ幸いです。

2 河川行政は変わる

日本の近代河川制度は明治29年の旧河川法制定にはじまります。当初は平野部の急速な近代化に合わせ、洪水の氾濫を防止する堤防工事が主に進められました。また戦後の高度経済成長期を迎えると、水需要の急激な増加に伴い水利用のルール化が求められ、昭和39年の新河川法制定以降、治水と利水を目的とした河川行政が約30年にわたり行われてきました。

しかし近年、豊かでうるおいのある生活や良好な環境を求める社会的ニーズの高まりを受け、河川に残された豊かな自然環境の保全・復元や、そうした自然にふれあえる水辺空間の整備が望まれるようになり、それを受け平成9年に河川法が改正されました。これまでの治水や利水に加え「河川環境の整備や保全」もその目的に位置付けられました。なお、ここでいう河川環境とは自然環境だけではなく、河川の景観や河川とのふれあいといった意味も含みます。

3 河川空間のバリアフリー化

河川法改正の前後から多くの河川で自然の保全や復元をめざした取り組みが行われ、その甲斐もあってか最近では河川敷でのレクリエーションが盛んに行われ、自然豊かな憩いの場所としての河川空間の重要性が再認識されてきました。しかし河川敷に行くためには堤防を越えなければなりません。ふつう堤防の傾斜角は約25度で、それに沿うように階段や坂路が設置されていますがその角度は高齢者や障害者等にとっては非常に大きなバリアといえます。平成12年に交通バリアフリー法が制定され、その取り組みが本格化しつつあるなか、河川空間のバリアフリー化は遅れているのではないかと指摘もありました。

そうした折り、国土交通省姫路工事事務所では、緩傾斜化による堤防強化事業とセットで緩やかな坂路や手摺りつき階段を整備し、高齢者や障害者等も安心して訪れ、憩い親しめる「河川空間のバリアフリー化」事業を、平成14年度より加古川下流部において実施することといたしました。



写真1 加古川の風景

4 バリアフリー化検討研究会

今でも多くの土木技術者は福祉のまちづくりに関する工学的知見を十分に持ってはいな

いと思います。かくいう小職も加古川堤防バリアフリー化事業を行うにあたり、どのような坂路や階段を整備すればよいのか見当がつかず頭を抱えておりましたが、本年5月頃、姫路市交通バリアフリー懇話会にたまたま上司の代理で出席した際、座長をされていた兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の多淵敏樹所長に出会う機会を得ました。この時「これは相談に行くしかない。」と思い、日を改めて研究所にお電話したところ、面識もなかった私にお会いしていただくのみならず、即座に「協力しましょう。」とのお言葉をいただきました。

その後、すぐに関係自治体にも呼びかけ、多淵所長を座長にお迎えし「加古川堤防バリアフリー化検討研究会」を設置し、7月に研究会を2回開催し、9月には加古川堤防バリアフリー化事業の技術指針となる報告書を取りまとめました。

その報告書を踏まえ11月より工事を実施しており、平成15年3月末には一部の坂路や階段が完成する運びとなりました。今でこそいえますが、もしこの研究会を開催することなく、福祉のまちづくりに疎い土木技術者だけで計画を進めていたなら、高齢者や障害者等が本当に安心して使える坂路や階段を整備できなかったと思います。



写真2 研究会の風景

5 これを切り口に

さて加古川堤防バリアフリー化事業も道筋がつき、平成15年3月末には一部が完成することから、竣工記念イベントを開催したいと

思い、多淵所長にご相談したところ、「加古川河川敷にはマラソンコースが整備されているのだから、ここで車椅子マラソンを開催してはどうか。」とのご提案をいただきました。早速それを持ち帰り、メモにして関係自治体にもお伝えしたところ「是非チャレンジしましょう。」と意見が一致し、開催の可能性について検討を行うこととなりました。初めてのことで実現できるかどうかは未定ですが、加古川堤防バリアフリー化事業を切り口に福祉のまちづくりの機運が高まったことは大変よいことだと思います。特に加古川市ではJR加古川駅～加古川堤防の歩道のバリアフリー化を検討していただけることとなり、当方が整備する坂路と接続すれば、憩いの場所としての河川空間と街中がバリアフリーでつながり、まさに「みんなが憩える川づくり」のさらなる一歩を踏み出せるものと、とても楽しみにしております。



写真3 バリアフリー坂路完成予想図

6 おわりに

加古川堤防バリアフリー化事業は緒についたばかりですが、今後も関係自治体と協力し、川から福祉のまちづくりに貢献できればと考えております。

最後になりましたが、多淵所長をはじめ熱心に技術指導をしていただいた研究所の皆様、またご協力いただいた関係自治体の皆様に心よりお礼を申し上げます。

研究所だより

第2回公開講座を開催して

昨年度に引き続き公開講座を、平成14年9月7日と9月14日の2日間、当研究所で開催しました。今回のテーマは「くらしの中のバリアフリーを科学する」で、定員を大幅に上回る応募があったため抽選を行い、40人が受講しました。

1日目は、障害特性によるバリアについての講義を受けた後、受講生は、障害疑似体験装具などを使用して、車いす使用者や高齢者、片マヒ者、視覚障害者が、日常生活で経験するであろうバリアや不自由さを、それぞれ疑似体験しました。



障害の疑似体験している状況

2日目はグループ討議で、「車いす使用者」、「高齢者」、「片マヒ者」、「視覚障害」の立場に分かれ、それぞれ疑似体験を通じて調査した「くらしの中のバリア」の状況を、すまい、道路、交通機関、商業施設等について報告し、その解決策を話し合いました。この討議には、アドバイザーとして、当事者である障害者の方々にも参加していただきました。

短い期間ではありましたが熱心によく勉強され、期待以上の成果があったと思いますので、討議されたバリアの状況と解決策の主なものを紹介します。

- 新しい施設でバリアフリーに配慮されているものがある。例、阪急伊丹駅、市営地下鉄海岸線の駅、また駅員の対応もよい。
- 古い施設は、廊下や階段の幅が狭い、点字ブロックが途切れている、案内板の高さが車いす使用者には見難い、トイレが狭く和式である、エレベーターの位置が判り難いなどの問題箇所がまだまだある。
- 古い施設でも、神戸電鉄は駅ボランティアを配置するなど工夫している。
- 福祉施設に宿泊しようとしたが、車いす使用者には、泊まらない構造であった。設計の段階から当事者の意見を聞くべきである。
- スロープで勾配が急で登れないもの、ノンステップバスのバス停で縁石が高く上るのが困難なものがある。使用者の勝手を考えて欲しい。
- バリアフリー化になっても、その情報が届かないと利用できない。車いすマップが必要である。
- 障害者自身が外に出て、はっきりものを言うこと、問題提起が大事である。
- 点字ブロックに停めてある自転車や犬の糞は、視覚障害者に脅威である。モラルの問題と思うが、対策が必要である。
- ハード面の整備と併せて、心の問題は小さい時からの教育が大切である。
- 教育について、昔は別々であったが、現在は障害者も同じ教室で学ぶようになった。この経験が大切である。
- いくら設備が整っても困ることがあるので、気軽に声をかけ合う運動を提唱する。
- 障害も明日は我が身であるから、健常者と障害者が共にバリアフリーを考える場が、いろいろなところで開催され、多くの人が参加するようになれば、福祉のまちづくりは大きく前進すると思う。

アシステック 掲 示 板

1 日本リハビリテーション連携科学学会第4回大会開催のお知らせ

日本リハビリテーション連携科学学会と兵庫県立総合リハビリテーションセンターの共催により、第4回大会を次のとおり開催します。多数の参加をお待ちしています。

- (1) 日 時 平成15年3月21日(金) 22日(土)の2日間
- (2) 場 所 兵庫県立総合リハビリテーションセンター
- (3) テーマ 「地域のニーズに合うリハビリテーションの実践から学ぶ」
- (4) 参加費 (前納) 一般 5,000円 学生 3,000円
(当日) 一般 6,000円 学生 3,500円
- (5) 問合せ先 大会事務局 Tel : (078) 927 - 2727

E-mail : hrc-rx01@mte.biglobe.ne.jp

2 「アシステック通信の郵送希望の有無」に関する調査について

前回の35号でお知らせしましたように、今回、アシステック通信郵送の希望の有無についての調査票を同封しております。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、平成15年3月20日までにFAX(078-925-9284)又は郵送で、福祉のまちづくり工学研究所企画情報課までご回答下さいますようお願いいたします。

アシステック通信

第36号 2003年(平成15年)1月



編集・発行
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
総合リハビリテーションセンター
兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所
〒651-2181 神戸市西区曙町1070
TEL078-927-2727(代) FAX078-925-9284
<http://www.assistech.hwc.or.jp>



Hyogo Assistive Technology Research and Design Institute

編 集 後 記

兵庫県が全国に先がけて福祉のまちづくり条例を制定して10年が経過しました。福祉のまちづくりも定着し、道路、建物、交通機関などのバリアフリー化が進んできました。まちなかで困っている人に声をかけるのは、慣れていないと気恥ずかしいところもありますが、声かけ運動をすすめ、誰もが気軽に声をかけあうようになれば、高齢者、障害者を含むすべての人が気持ちよく、安全にまちに出かけられるようになると思います。なお、表紙の写真で子供がいるところはユニバーサルトイレです。